

農林水産委員会

農林水産調査室

I 所管事項の動向

1 食料・農業・農村基本法の見直し

(1) 食料・農業・農村基本法の見直し

ア 食料・農業・農村政策の新たな展開方向の決定

我が国農政の基本方向を示す「食料・農業・農村基本法」（平成 11 年法律第 106 号）（以下「基本法」という。）は、平成 11（1999）年の制定から約 20 年が経過した。現在では、生産者の減少・高齢化等、国内の農業・流通構造の変化に加え、世界的な食料情勢の変化や気候変動に伴い、食料安全保障上のリスクが基本法制定時には想定されなかったレベルに達しているとされる。

このため、基本法について総合的な検証・見直しが進められ、令和 5（2023）年 6 月 2 日開催の第 4 回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」（以下「展開方向」という。）が決定された。その概要は以下のとおりである。

食料・農業・農村基本法の見直しの方向（「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」）

○国際的な食料生産の不安定化、我が国の農業従事者の減少、農業をめぐる国際的な議論の変化を踏まえ、平時からすべての国民の食料安全保障を確保するため、食料・農業・農村基本法を見直し。この見直しの方向性について、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」で取りまとめ	
平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立 ○食料安全保障を国民一人一人がいつでも食料を容易に入手可能な状態にすることと定義 ○輸入リスクの軽減に向けた食料の安定供給の強化 ○海外市場も視野に入れた産業に転換 ○適正な価格形成に向けた食料システムの構築 ○全ての国民が健康的な食生活を送るための食品アクセスの改善	人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立 ～急激な農業者の減少下で食料供給を行える農業の確立～ ○人口減少下でも生産を維持する供給基盤の確立 ○スマート農業などによる生産性の向上 ○家畜伝染病・病害虫、防災・減災等への対応強化、知的財産の保護 等 ～農村人口減少の中での農村集落機能の維持～ ○農村コミュニティの維持 ○農村インフラの機能保全
環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換 ○環境と調和のとれた食料システムの確立	

平時からの食料安全保障の確保－

食料・農業・農村基本計画の見直し

不測時の食料安全保障の強化－

政府の体制整備

資料：食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（第 4 回）（令和 5 年 6 月 2 日）配布資料を基に当室作成

展開方向では、①平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立、②環境等に配慮した持続可能な農業・食品産業への転換、③人口減少下でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立の 3 つの柱が示され、これに基づき来年の通常国会への改正案提出に向けた作業を加速化していくとされた。

イ 食料・農業・農村政策審議会の答申

(7) 答申の概要

令和 4（2022）年 9 月 29 日開催の第 39 回食料・農業・農村政策審議会において、野村農林水産大臣から基本法の検証・見直し検討についての諮問がなされた。同審議会の下に

新たに設置された基本法検証部会において議論が行われ、令和5（2023）年9月11日開催の第42回食料・農業・農村政策審議会、第17回基本法検証部会合同会議において、最終取りまとめが了承され、野村農林水産大臣への答申がなされた。その概要は以下のとおりである。

食料・農業・農村政策審議会 答申（概要）

<p>現行基本法制定後の約20年間における情勢の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際的な食料需要の増加と食料生産・供給の不安定化 ○食料・農業をめぐる国際的な議論の進展 ○国際的な経済力の変化と我が国の経済的地位の低下 ○我が国の人口減少・高齢化に伴う国内市場の縮小 ○農業者の減少と生産性を高める技術革新 ○農村人口の減少、集落の縮小による農業を支える力の減退 	<p>今後20年を見据えた予期される課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平時における食料安全保障 ○国内市場の一層の縮小 ○持続性に関する国際ルールの強化 ○農業従事者の急速な減少 ○農村人口の減少による集落機能の一層の低下
	<p>今後20年の変化を見据え、現行基本法の基本理念や主要施策等を見直し</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念 2 食料に関する基本的施策 3 農業に関する基本的施策 4 農村に関する基本的施策 5 環境に関する基本的施策 6 基本計画・食料自給率 7 不測時の食料安全保障

資料：食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会（第17回）（令和5年9月11日）配布資料を基に当室作成

(1) 食料自給率目標について

答申では、現行基本法が制定されてからの情勢変化及び今後20年を見据えた課題を踏まえると、輸入リスクが高まる中で、国内生産を効率的に増大する必要性は以前にも増している一方で、基本理念や基本的施策について見直し、検討が必要なものが生じており、これらを踏まえると、必ずしも食料自給率だけでは直接に捉えきれないものがあると考えられるとされた。

(2) 基本法見直しに関連する法制度の検討

ア 不測時の食料安全保障の強化

現行の基本法では、不測時の食料安全保障について、食料増産、流通制限などを講ずる旨が規定され、農林水産省の緊急事態食料安全保障指針において、その具体的な手順等を定めている。しかし、政府全体で対処するための具体的な体制は定まっていない。

このため、展開方向では、不測時の食料安全保障について、①関係省庁が連携して対応できるよう、政府全体の意思決定を行う体制を構築することと併せて、②食料安全保障上のリスクに応じた不測時の対応根拠となる法制度を検討するとの方向性が示された。

不測時の食料安全保障の強化について

資料 4

食料安全保障を取り巻く情勢の変化	現状と課題	対応方向
<p>○ 基本法第19条で不測時の食料安全保障のための施策を講ずることとしているが、基本法制定後に食料をめぐる情勢は大きく変化しており、様々な要因により不測の事態が起こるリスクが増大。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際紛争による物流の遮断 ・ 気候変動の影響に伴う主要産地の生産の不安定化（広域化） ・ アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の国境を越える家畜疾病、病害虫の発生 ・ 感染症の大流行による物流の停滞等 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>食料・農業・農村基本法 第19条</p> <p>凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合において、国民が最低限必要とする食料の供給を確保するため必要があると認めるときは、食料の増産、流通の制限その他必要な施策を講ずるものとする。</p> </div>	<p>○ 不測時の食料安全保障のための施策を講ずるため、農林水産省において「緊急事態食料安全保障指針」を策定しているが、以下のような課題が存在。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>体制整備</p> <p>○ 流通規制や増産指示等を講ずるためには、関係省庁が一体となり、私権制限を伴う措置を含めて実施する必要があるが、指針は法令に基づいたものではなく、政府の意思決定や指揮命令についての法令上の根拠となるものではない。</p> <p>※ 近年、ドイツ食料確保準備法や英国農業法においても、不測時の食料安全保障対策が措置されている。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>具体的措置</p> <p>○ 個別法として、食糧法や国民生活安定緊急措置法等があり、不測時に必要な流通制限等を行うこととしているが、</p> <p>① 対象が限定的（食糧法は米のみ対象）</p> <p>② 場面が限定的（国民生活安定緊急措置法は、食料品だけでなく物価全体の高騰があった場合のみ発動）</p> </div>	<p>○ 食料については、天候等から不作等の兆候を事前に掴むことが可能であること等を踏まえ、予測技術の高度化等も進み中、実際に食料が不足する前に、政府としての方針を固め、早期からその時々々の食料情勢に応じた対策を講じていくものとする。</p> <p>① 不測時に、総理のリーダーシップの下、関係省庁が連携して国民一人一人への食料供給を確保するための適切な対応ができるよう、体制を整備。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>農林水産省が担当する食料生産や流通だけでなく、化学肥料等の生産資材の生産や石油などの資材の配分、物流確保、輸入食品の安全性の確保など多くの省庁が関係する中で、政府本部の設置により、統一的指示を行えるようにする。</p> </div> <p>② 物価全体の高騰がなくとも、①の本部の下に政府が一体となって食料の供給を確保するために必要な流通制限や増産指示などの各種の措置を行うことを可能とする実体法を検討。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><想定される措置（例）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸入先の多角化、緊急輸入 ・ 備蓄や民間在庫の供出 ・ 非食用作物から穀物等への生産の転換 ・ 輸出手続きを国内に仕向先変更 </div>

資料：食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（第4回）（令和5年6月2日）配布資料

以上を踏まえ、農林水産省において、不測時における食料安全保障に関する検討会が令和5（2023）年8月から開催され、不測時の基本的な対処方針や法令で新たに措置すべき事項、関係省庁の役割分担等について検討及び整理が行われている。令和5年中に検討結果の取りまとめを行うとされている。

イ 適正な価格形成

我が国においては、市場経済の下、農産物の価格は、品目ごとにそれぞれ需給事情や品質に応じて形成されている。

政府は、原油をはじめとするエネルギーコストや原材料価格の上昇が懸念される状況の中、その上昇分を適切に転嫁することが重要であるとして、令和3（2021）年12月に閣議決定した「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、独占禁止法¹上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査、下請代金法²上の「買ったたき」に対する取締り強化、公共工事品質確保法³の趣旨の徹底など、価格転嫁の促進に向けた取組を実施してきている。

また、農林水産省は、飼料、肥料、燃油等の生産資材や原材料価格の高騰等による農産物・食品の生産コストの上昇分を最終商品の販売価格まで適切に転嫁できなければ、食料安定供給の基盤自体を弱体化させかねないとして、消費者の理解を得つつ、事業者を始め

¹ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

² 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）

³ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）

フードチェーン全体で、適正な価格転嫁のための環境整備を進めていくことが必要としている。

このような状況の下、令和5（2023）年6月に取りまとめられた展開方向では、「適正な価格転嫁を進めるための仕組みの創設（法制化）」が主な施策の一つに位置付けられ、食料システム全体を持続可能なものとしていくため、食料システムの各段階の関係者が協議できる場を創設し、①適正取引を推進するための仕組みについて、統計調査の結果等を活用し、食料システムの関係者の合意の下でコスト指標を作成し、これをベースに各段階で価格に転嫁されるようにするなど、取引の実態・課題等を踏まえて構築するとともに、②適正な価格転嫁について生産から消費までの関係者の理解醸成を図ることとされた。

これを受けて、同年8月、農林水産省に「適正な価格形成に関する協議会」が設置された。

ウ スマート農業の推進

農業従事者の減少や高齢化が進展する我が国においては、生産性の向上と持続性の両立を図るために、ロボット、AI⁴、IoT⁵等の先端技術を活用した「スマート農業」の推進が必要となっている。

農林水産省は、当該先端技術を実際の生産現場に導入し、技術の導入による経営改善の効果を明らかにするため、令和元（2019）年からこれまで全国217地区において実証を行ってきており、推進上の課題として導入初期コストが高額であることや、スマート農業技術に詳しい人材及び営農におけるデータ活用が不十分といった課題が明らかとなったとされている。

これらを踏まえ、スマート農業の社会実装の加速化に向け、令和4（2022）年6月に新技術を積極的に取り入れる産地の支援を始めとする推進に必要な施策をまとめた「スマート農業推進総合パッケージ⁶」が改訂された。

また、令和5（2023）年6月には第4回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部において、岸田内閣総理大臣から「人口減少の中でも持続可能で強固な食料供給基盤の確立に向け、スマート技術の開発やサービス事業者の育成等を促進する仕組みを創設する」との指示があり、農林水産省において、産学官連携によるスマート技術の開発やサービス事業者の育成等によりスマート農業を振興するための法制化について検討が進められている。

2 東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分

(1) 風評被害対策と基金の造成

ALPS処理水の第1回目の海洋放出が8月24日～9月11日に東京電力ホールディング

⁴ AI：Artificial Intelligence の略で人工知能のこと。学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピュータシステム（農林水産省「令和4年度食料・農業・農村白書」（2023.5.26）44頁脚注）

⁵ IoT：Internet of Things の略でモノのインターネットのこと。世の中に存在する様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りして、自動認識や自動制御、遠隔操作などを行うこと（農林水産省「令和4年度食料・農業・農村白書」（2023.5.26）44頁脚注）

⁶ 令和2（2020）年10月策定

グス株式会社により実施された。

風評被害対策については、令和3（2021）8月、仮に風評影響が生じた場合にも、水産物の需要減少への対応を機動的・効率的に実施することにより、漁業者が安心して漁業を続けていくことができるよう、基金等により全国的に弾力的な執行が可能となる仕組みを構築することが政府により決定された。このため、経済産業省において令和3（2021）年度補正予算にて基金造成のために300億円が、令和4（2022）年度第2次補正予算にて500億円が措置された。

(2) IAEA 包括報告書

海洋放出に先立つ令和5（2023）年7月4日、IAEA（国際原子力機関）のグロッシ一事務局長から岸田内閣総理大臣に IAEA 包括報告書が手交され、IAEA から公表された⁷。IAEA 包括報告書の要旨においては、以下の結論が述べられている。

- ・ IAEA の包括的評価に基づき、IAEA は、ALPS 処理水の海洋放出に対する取組及び、東京電力、原子力規制委員会及び日本政府による関連の活動は、関連する国際安全基準に合致していると結論付けた。
- ・ IAEA は、包括的評価に基づき、現在東京電力により計画されている ALPS 処理水の放出は、人及び環境に対し、無視できるほどの放射線影響となると結論付けた。

(3) ALPS 処理水の海洋放出に伴い規制を強化した国・地域

令和5（2023）年8月24日以降⁸規制を強化した国・地域は以下のとおりである。

- 中国政府** 原産地が日本である水産物（食用水産動物を含む）の輸入を全面的に暫定的に停止した。
- 香港政府** 10 都県（福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟）の水産物（生きている、冷凍、冷蔵、乾燥、又はその他の方法で保存された全ての水産物）、海塩、海藻（加工品を含む）について輸入禁止とした。
- マカオ政府** 10 都県産（福島、宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟）の生鮮食品、動物性食品、海塩、海藻について輸入禁止とした。

(4) 「水産業を守る」政策パッケージ

政府は、ALPS 処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めるとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、既に用意されていた800億円の基金による支援や東京電力ホールディングス株式会社による賠償に加え、特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業（予備費207億円）を創設した。以上の施策は、「水産業を守る」政策パッケージ（総額1,007億円）と

⁷ 同報告書の「事務局長序文」では、処理水の海洋放出は、あくまで日本国政府において決定されたものであり、この報告書がその決定を推奨するものでも承認するものでもないことを強調する旨が述べられている。

⁸ 中国政府は、ALPS 処理水の海洋放出前の7月の時点で、日本からの輸入食品に対する検査を強化していた。

して以下のとおりまとめられた。

「水産業を守る」政策パッケージ 総額1007億円【300億円基金、500億円基金、予備費207億円】		令和5年9月4日 農林水産省、経済産業省、 復興庁、外務省
<p>● ALPS処理水の海洋放出以降の一部の国・地域の輸入規制強化等を踏まえ、科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃を求めていくとともに、全国の水産業支援に万全を期すべく、既用意した800億円の基金による支援や東電による賠償に加え、特定国・地域依存を分散するための緊急支援事業を創設（3、4①②）する。</p> <p>● 具体的に、以下の5本柱の政策パッケージを策定し、早急に移すとともに、必要に応じて機動的に予算の確保を行い、全国の水産業支援に万全を期す。</p>		
<p>1. 国内消費拡大・生産持続対策</p> <p>①国内消費拡大に向けた国民運動の展開（ふるさと納税の活用等）</p> <p>②産地段階における一時買取・保管や漁業者団体・加工/流通業者等による販路拡大等への支援（300億円基金の活用）</p> <p>③国内生産持続対策（相談窓口の設置、漁業者・加工/流通業者等への資金繰り支援、出荷できない養殖水産物の出荷調整への支援、新たな魚種開拓等支援、燃油コスト削減取組支援）（300億円基金、500億円基金の活用等）等</p>	<p>2. 風評影響に対する内外での対応</p> <p>①一部の国・地域の科学的根拠に基づかない措置の即時撤廃の働きかけ</p> <p>②国内外に向けた科学的根拠に基づく透明性の高い情報発信、誤情報・偽情報への対応強化</p> <p>③販売促進・消費拡大に向けた働きかけやイベント実施、観光需要創出、小売業界の取引継続に向けた環境整備等</p>	
<p>3. 輸出先の転換対策</p> <p>①輸出減が顕著な品目（ほたて等）の一時買取・保管支援や海外も含めた新規の販路開拓を支援【予備費】</p> <p>②ビジネスマッチングや、飲食店フェアによる海外市場開拓、ブランディング支援【予備費】等</p>	<p>4. 国内加工体制の強化対策</p> <p>①既存の加工場のフル活用に向けた人材活用等の支援【予備費】</p> <p>②国内の加工能力強化に向けた、加工/流通業者が行う機器の導入等の支援【予備費】</p> <p>③輸出先国等が定めるHACCP等の要件に適合する施設や機器の整備や認定手続を支援（既存予算の活用）</p>	
<p>5. 迅速かつ丁寧な賠償</p> <p>一部の国・地域の措置を受け輸出に係る被害が生じた国内事業者には、東京電力が丁寧に賠償を実行 （注）今回の予備費による措置は、単年度事業として対応。</p>		

資料：経済産業省 web サイト

3 物価高騰対策

(1) 小麦

小麦の国際価格は、令和3（2021）年以降、主要輸出国である米国やカナダでの不作や中国における飼料需要の拡大に加え、ロシアによるウクライナ侵略が重なったことから、高水準で推移してきた。

我が国は、小麦の国内需要の8割以上を輸入している。政府は、国家貿易として輸入小麦の買入れ及び製粉企業等への売渡しを行っており、政府売渡価格は、輸入小麦の買入価格にマークアップ⁹を上乗せして算定されている（年2回（4月期、10月期）、直近6か月間の平均買付価格を基に算定）。政府は、令和4（2022）年10月期の政府売渡価格について、物価高騰対策として、前期（同年4月期）から据え置き、また、令和5（2023）年4月期については、激変緩和措置により上昇幅を抑制した。令和5年10月期については、直近6か月間の平均買付価格が下落したため、政府売渡価格は前期に比べ11.1%の引下げの68,240円となった。

⁹ マークアップとは、輸入を行う国家貿易企業（麦の場合、農林水産省）が徴収する輸入差益のこと。輸入小麦のマークアップは、政府管理経費及び国内産小麦の生産振興対策に充当される。

(2) 肥料

肥料は、農業生産に欠かせない資材であり、経営費の約4～18%と一定の割合を占めている。また、化学肥料原料の大部分を輸入に依存し、その資源も世界的に偏在しているため、供給量や肥料価格が国際情勢や為替の影響を受けやすい。

政府は、肥料価格の高騰を踏まえ、令和5（2023）年5月までに購入した肥料を対象として、化学肥料の使用量低減の取組を行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の7割を支援する措置を講じた。同年6月以降については、化学肥料の使用量低減を進める地域の取組に必要な経費に対して1/2の交付金を交付する追加対策を講じている。加えて、価格・供給の安定を図るため、平時においては、堆肥や下水汚泥資源等の代替資源への転換等を進めるとともに、価格急騰時においては、価格転嫁が間に合わない高騰分の補填対策を明確化して対応していくこととしている¹⁰。

(3) 飼料

飼料は、畜産物生産に欠かせない資材であり、経営費の約3～6割と大きな割合を占めている。また、とうもろこし等の飼料原料の多くを輸入に依存しており、飼料価格が国際情勢や為替の影響を受けやすい。

農林水産省は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料価格安定制度¹¹を措置している。令和5年度第1四半期（4～6月）からは、配合飼料価格安定制度について、配合飼料価格の高止まりによる影響を緩和するため新たな特例が設けられた。また、厳しい経営状況にある酪農経営については、生産コスト削減や国産粗飼料の利用拡大に継続して取り組む生産者に対して補填金を交付する措置が講じられた。

(4) 燃油

燃油は、施設園芸や漁業に欠かせない資材であり、施設園芸で経営費の約2～3割、漁業で漁労支出の14～16%を占めている。また、重油等の燃油価格は、国際的な市況等の影響で変動するため、国際情勢や為替の影響を受けやすい。

農林水産省は、燃油価格の高騰を踏まえ、施設園芸等燃料価格高騰対策¹²については、基金への積み増しを行うとともに、重油や灯油以外のプロパンガスや都市ガスも対象に追加する拡充を行った。また、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るためにヒートポンプ等の省エネ機器の導入を支援している。水産庁では、漁業経営セーフティーネット構築事業¹³について、積立金の積み増しを行うとともに、漁業者の省エネ機器の導入支援を行っている。

¹⁰ 展開方向

¹¹ 配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、配合飼料メーカーと生産者や国が基金を設け、配合飼料価格の上昇時に生産者に補填金を交付する制度

¹² 計画的に省エネルギー化等に取り組む産地を対象に、農業者と国で基金を設け、燃油・ガスの価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付する制度

¹³ 漁業者と国があらかじめ積立てを行い、燃油価格が一定の基準以上に上昇した際に積立金から補填金を交付する制度

なお、燃油価格については、資源エネルギー庁の燃料油価格激変緩和補助金により、価格の急騰が抑制されていたところ、令和5（2023）年6月以降段階的に縮減されたため、再び価格が高騰した。これを受け、9月7日から12月末までを期間として新たな激変緩和措置が発動されている。

(5) 電気料金（農業水利施設）

農業水利施設¹⁴は、食料の安定供給に不可欠なインフラであるが、維持管理費に占める電気料金の割合が大きく、エネルギー価格高騰による影響を受けやすい。このため、農林水産省は、電気料金が高騰している状況を踏まえ、農業水利施設の省エネルギー化に取り組む土地改良区等の施設管理者に対し、エネルギー価格高騰分の7割を支援する対策を令和5（2023）年9月まで実施した。

4 その他

(1) 円滑な食品アクセスの確保

我が国では、高齢化や単身世帯の増加、地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により、過疎地域のみならず都市部においても、高齢者等を中心に食品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる者（いわゆる「買い物難民」、「買い物弱者」、「買い物困難者」）が増えてきており、社会的な課題になっている。

さらに、トラックドライバーの時間外労働の制限により物流が停滞する「2024年問題」により、農水産品分野においては、他産業以上に輸送力が不足する可能性が指摘されており、食品が消費者に届けられない問題の深刻化が懸念されている。

また、我が国の経済成長が停滞し、世帯所得が減少する中、経済的理由により十分な食料を入手できない者が増えている。

このような状況の中、全ての国民が良質かつ多様で十分な食品にアクセスできる状態を実現する¹⁵ためには、生活困窮者等へ食品を届きやすくする取組の支援等、食品アクセスの確保に向けた対応を図ることが重要とされている。

令和5（2023）年6月に取りまとめられた展開方向では、円滑な食品アクセスの確保を図るため、物流の生産性向上に向けた商慣行の見直し、物流標準化・効率化の推進等について法制化も視野に進めるなど、関係省庁と連携して食品アクセス問題に対応する仕組みを検討することとされている。

¹⁴ 農地へのかんがい用水の供給を目的とするかんがい施設（ダム等の貯水施設、取水施設、用水路、揚水機場等の送水・配水施設）と、農地における過剰な地表水及び土壌水の排除を目的とする排水施設（排水路、排水機場等）に大別される。

¹⁵ 基本法第2条第1項では、「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない」と定められている。

食料安全保障の強化	<基本法の見直し方向>	<主な施策>
	不測時だけでなく、平時からの国民一人一人の食料安全保障の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本計画を見直し、食料安全保障の状況を平時から評価する新たな仕組みへ転換 ・食料の確保に向けた対策を不測時に政府一体で実行する体制・制度の構築（法制化） ・主食用米から転換し、麦、大豆、加工・業務用野菜、飼料の生産拡大、米粉の利用拡大、水田の畑地化・汎用化、肥料の国産化推進等 ・関係省庁と連携し、食品アクセス問題に対応する仕組みの検討（物流2024年問題への対応や、買い物弱者対策、フードバンク・子ども食堂への寄附の促進等 国民一人一人の食料安全保障等） ・適正な価格転嫁を進めるための仕組みの創設（法制化）

出所：食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（第4回）（令和5年6月2日）配布資料3「食料・農業・農村政策の4本柱と今後の方向性」より抜粋・加工

(2) 家畜伝染病への対応強化

家畜伝染病については、「家畜伝染病予防法」（昭和26年法律第166号）に基づき、発生予防措置、発生時のまん延防止措置（殺処分、移動制限等）、輸出入検疫が行われている。

高病原性鳥インフルエンザ¹⁶の家きんにおける発生は、令和4（2022）年度のシーズンにおいて、過去最多の26道県84事例で、約1,771万羽の家きんが殺処分の対象となり、鶏卵の需給にも影響が生じる事態となった。今秋以降も、渡り鳥の飛来によって高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入する可能性は極めて高く、厳重な警戒が必要とされている。

豚熱¹⁷は、平成30（2018）年9月から令和5（2023）年8月までの間、20都県89事例発生している（令和5年8月には佐賀県で2事例が発生）。豚熱対策として、飼養豚でのワクチン接種、飼養衛生管理の徹底及び野生イノシシ対策（野生動物の農場への侵入防止のための防護柵の設置、サーベイランス及び捕獲の強化等）が実施されている。

また、アジア諸国で頻発しているアフリカ豚熱¹⁸や口蹄疫¹⁹等の越境性動物疾病の国内侵入を防ぐために、海外からの旅行者がコロナ禍前の水準に回復しつつある中において、水際検疫をより一層的確に実施する必要がある。

¹⁶ 高病原性鳥インフルエンザ：鳥インフルエンザのうち、家きんを高い確率で致死させるもの。家きんがこのウイルスに感染すると、神経症状、呼吸器症状、消化器症状等全身症状を起こし、大量に死ぬ（「令和4年度食料・農業・農村白書」（2023.5.26）293頁）。我が国では平成16（2004）年以降断続的に発生している。

¹⁷ 豚熱：CSFウイルスによって引き起こされる豚やイノシシの伝染病であり、発熱、食欲不振、元気消失等の症状を示し、強い伝播力と高い致死率が特徴。アジアを含め世界では本病の発生が依然として認められる。我が国は、平成19（2007）年に清浄化を達成したが、平成30（2018）年9月に26年ぶりに発生した。なお、豚、イノシシの病気であり、ヒトに感染することはない。（「令和4年度食料・農業・農村白書」（2023.5.26）296頁）

¹⁸ アフリカ豚熱：ASFウイルスによって引き起こされる豚やイノシシの伝染病であり、発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病。有効なワクチン及び治療法はない。本病はアフリカでは常在しており、ロシア及びその周辺諸国でも発生が確認されている。平成30（2018）年8月に、中国においてアジアでは初となる発生が確認されて以降、アジアで発生が拡大した。我が国では、これまで本病の発生は確認されていない。なお、豚、イノシシの病気であり、ヒトに感染することはない。（「令和4年度食料・農業・農村白書」（2023.5.26）293頁）

¹⁹ 口蹄疫：口蹄疫ウイルスの感染による牛、豚、イノシシなどの伝染病。口腔、蹄等での水疱形成と発熱が特徴的な症状である。成長した家畜の死亡率は低いものの、発病後の発育障害等により、産業動物としての価値を失う。我が国では平成22（2010）年4月から7月にかけて発生したが、以後、清浄化し、現在に至るまで発生していない。

(3) 新たな花粉症対策の展開

我が国の花粉症の有病率は、令和元（2019）年時点で4割を超えるとされており²⁰、花粉症は多くの国民を悩ませ続ける社会問題となっている。

この問題に対処するためには、関係各省庁の縦割りを排し、様々な対策を効果的に組み合わせ実行していくことが重要であり、息の長い取組が必要であるとして、令和5（2023）年4月、花粉症に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）が設置された。関係閣僚会議では、花粉症について実態把握を進めるとともに、この問題を解決するための対策の全体像を明らかにすることとされ、翌5月、「花粉症対策の全体像」が決定された。同全体像は、今後10年を視野に入れた施策も含めて、花粉症という社会問題を解決するための道筋を示すものであり、増え続ける花粉症の実態と、花粉の発生源となるスギ人工林の将来像が示されるとともに、発生源対策、飛散対策及び発症・曝露対策からなる花粉症対策の3本柱が掲げられた。

令和5（2023）年10月、関係閣僚会議は、今後の花粉の飛散時期を見据え、同全体像が想定している期間の初期の段階から集中的に実施すべき対応について「花粉症対策初期集中対応パッケージ」を取りまとめた。発生源対策については、スギ人工林の面積を10年後の令和15（2033）年度に約2割減少させることを目指して、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化等の対策を集中的に実施することとされている。飛散対策については、民間事業者が実施する花粉飛散量の予測精度の向上を支援することで、来年の花粉飛散時期には、より精度が高く、分かりやすい花粉飛散予測が国民に提供されることを目指すこととされている。発症・曝露対策については、花粉症の発症を予防し、症状を緩和させるため、花粉症の治療のための体制整備や適切な情報提供、花粉飛散時期に合わせた花粉症対策製品や予防行動の普及啓発等に取り組むこととされている。

II 第212回国会提出予定法律案等の概要

提出予定法律案等はない（10月19日現在）。

（参考）継続法律案等

○ 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（金子恵美君外4名提出、第208回国会衆法第44号）

国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用する。

²⁰ 日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー感染症学会の調査データ。花粉症全体で42.5%、スギ花粉症で38.8%。

○ 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（金子恵美君外 4 名提出、第 208 回国会衆法第 45 号）

国有林野事業に従事する職員について行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定める。

内容についての問合せ先

農林水産調査室 千葉首席調査員（内線 68540）